

施 工 条 件 の 明 示

市川市管財部 設計監理課

工 事 名 市川市立大柏小学校学校施設開放夜間照明改修工事
工 事 箇 所 市川市大野町 2 丁目 1877 番地
(地名地番：市川市大野町 2 丁目 1877 番 2)

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 工期は令和 9 年 3 月 12 日とする。 2. 工事の乗り込みについては令和 8 年 12 月 1 日以降とする。 3. 騒音・振動の生じる作業、及び資機材搬入出は、学校運営に支障のないよう事前に学校側と協議し、日時等を調整すること。工期を通じて騒音・振動・粉塵対策を講じ、学校運営及び施設利用者の利用に支障のない施工とし、出来る限り工期の短縮を図れるよう配慮すること。 4. 作業時間は、原則午前 8 時から午後 5 時までとし、日曜及び祝日の工事は行わないこととする。やむを得ず、工程上必要が生じる場合は、発注者及び学校側と協議の上調整を行うこと。 5. 当該工事は、児童、職員等が居ながらの施工であることに配慮し、施工計画及び工程計画を立案すること。
公 害 対 策 関 係	1. 騒音・振動の生じる作業については、関係法令に基づき行うこととする。また、事前に学校関係者と協議し、第三者（児童・職員・保護者及び通行者・近隣住民等）の理解が得られるよう、低騒音型の機材・工法等により騒音・振動を低減し、作業時間を厳守する。
安 全 対 策 関 係	1. 施工中におけるクレーン作業は資機材の落下、転倒、飛散等による労働災害、及び第三者に対する事故防止措置は徹底すること。 2. 当該工事を計画・実施するにあたっては、次の事項について配慮すること。 ◇ 工事区画、動線計画、騒音、振動、粉塵対策等について、第三者の安全を確保し、また、学校の運営に支障をきたさないように十分配慮すること。 ◇ 必要最小限の範囲で仮設計画をすること。 3. 資機材等の搬入出時には、児童、職員の安全を確保すること。 4. 工事車両駐車スペースには安全対策を講じること。
工 事 用 道 路 関 係	1. 通学路の安全を確保し、交通規制を遵守すること。
建 設 副 産 物 関 係	1. 建設発生材の運搬は、10km で中間処分とする。
仮 設 備 関 係	1. 工事用水及び工事用電力は仮設を設けること。 2. 工事期間中のトイレの使用は指定した場所のみとする。

そ の 他	1. 工事関係車両等により、校舎または学校所有物に損傷を与えた場合は、工事請負者の責において原状回復すること。 2. 請負者は発注者と協議の上、着工の前に、必要に応じて本建物の現場調査を行うことができる。 3. 工事関係者は、必ず腕章・ヘルメット等を着用すること。 4. 工事期間中は、生涯学習振興課・学校・設計監理課と連絡を密にすること。 5. 関係法令を遵守すること。
--------------	--

※ 明示されていない施工条件及び明示事項が不明確な施工条件等については、発注者側と協議の上、決定するものとする。